

昭和十三年前半期總目錄(自第六十九號至第八十四號)

昭和十三年前半期總目錄(自第六十九號至第八十四號)

〔一月—六月〕

内閣

- ▼事變下の新年に際して ..... 六八  
▼事變と恩給扶助料 ..... 六九  
▼政府の所信 ..... 七〇  
▼第七十三回帝國議會に於ける近衛内閣總理大臣演説 ..... 七一  
▼憲法發布五十年祝賀式典に就いて ..... 七二  
▼國家總動員法案に就いて ..... 七三  
▼支那事變と滿洲國 ..... 七四  
▼第七十三回帝國議會の概観 ..... 七五  
▼恩給金庫 ..... 七六  
▼近衛内閣總理大臣訓示 ..... 七七  
▼ソ聯邦第三次五ヶ年計画の全貌 ..... 七八  
▼物資貿易と國民生活 ..... 七八  
▼宮内省 ..... 七八  
▼宮中の新年 ..... 七八

外務省

- ▼昭和十二年國務局回顧 ..... 六四、六五  
▼北京新政府の首腦部 ..... 六六  
▼第七十三回帝國議會に於ける廣田外務大臣演説 ..... 六七  
▼廣東爆撃の波紋 ..... 六八  
▼徐州陷落の反響 ..... 六九  
▼ブラジルの新移民法 ..... 六九  
▼鄭州の經濟的地位 ..... 六九  
▼人民職員運動の本體 ..... 六九

- △時局の推移と國民精神總動員運動 ..... 六九  
△新政権と在留華僑 ..... 六七  
△自治制發布五十周年に際して ..... 七八  
△自治制制定功勞者の話 ..... 七八

#### 大藏省

- △第七十三回帝國議會に於ける質屋大藏大臣演説 ..... 六七  
△事變下の本年度豫算 ..... 六六  
△增稅並びに稅法改正 ..... 六八  
△庶民金庫の話 ..... 六九  
△槍械の話 ..... 八〇  
△鉢後の大國賄賂 ..... 八一  
△賄賂報國の途 ..... 八二  
△輝く財金村物語 ..... 八三  
△賄賂組合はかうしてつくる ..... 八四  
△歐洲大戰と列國の賄賂運動 ..... 八五  
△日露戰爭當時の貿易組合 ..... 八六

#### 陸軍省

- △事變半歲の回顧 ..... 六四  
△濟南を攻略す ..... 六五  
△皇威山東を掩ふ ..... 六六  
△全歩兵の二年在營制と ..... 六七  
△幹部候補生制度の改正案に就いて ..... 六八  
△遊擊戰術 ..... 六九

#### 海軍省

- △徐州會戰の進展 ..... 八四  
△嚴況四方に發展す ..... 八五  
△開封城の陥落 ..... 八六  
△徐州會戰參加者の手記 ..... 八七  
△敵黃河を決済す ..... 八八  
△新興艦體を語る ..... 八九  
△一舉潰山を攻略す ..... 八九

#### 海軍省

- △長江三千浬 ..... 六四  
△支那空軍の再建を粉碎す ..... 六五  
△軍艦旗青島に隸る ..... 六六  
△長期抗戰の動脈を斷つ ..... 六七  
△第七十三回帝國議會に於ける米内海軍大臣演説 ..... 六八  
△寒風を衝き宜昌を襲ふ ..... 六九  
△援支のソ聯機を屠る ..... 七〇  
△芝罘を占據す ..... 七一  
△列國海軍の情勢(附戰況) ..... 七一  
△海空軍の結果輝く ..... 七三  
△海軍陸戰隊の話(附戰況) ..... 七四  
△敵都空襲の體験(附戰況) ..... 七五  
△長江沿岸の掃蕩 ..... 七六  
△支那の海軍(附戰況) ..... 七七

#### 文部省

- △青年學校教育の義務制 ..... 六七  
△日本精神の昂揚 ..... 六九  
△ドイツ、イタリーの青少年運動 ..... 六九、七〇  
△國民とステーブル・ファイバー ..... 七一  
(國民精神總動員の立場から) ..... 七二

#### 司法省

- △事變と戸籍 ..... 六八

#### 文部省

- △第七十三回帝國議會に於ける杉山陸軍大臣演説 ..... 六七  
△軍旗の話 ..... 六八  
△江北戰線淮河以南の肅清 ..... 六九  
△無官の戰友軍馬を語る ..... 七〇  
△敵大軍を黄河に壓す ..... 七一  
△京漢鐵道黄河畔に達す ..... 七二  
△陸軍記念日に當りて ..... 七三  
△山西省の敵軍撲滅近し ..... 七三  
△北支五省を悉く掌握す ..... 七四  
△對匪すゝむ滿洲國 ..... 七四  
△我が砲火龍海線を制壓す ..... 七五  
△武器なき戰士「宮撫班」 ..... 七六  
△津浦戰線の進展 ..... 七七  
△山東南部の戰況 ..... 七七  
△台兒莊落つ ..... 七八  
△靖國神社臨時大祭を迎へて ..... 七八  
△山西の殘敵掃蕩進む ..... 七八  
△共產軍の本據を覆滅す ..... 七八  
△殘敵の掃蕩續く ..... 七八  
△ソ聯邦の軍備擴張 ..... 七八  
△蒙古高原の掃蕩戦 ..... 七八  
△敗戰支那のデマ戰術 ..... 七八  
△江北の戰況進展す ..... 七八  
△徐州大包围戦 ..... 七八  
△殲滅戦とは ..... 七八

めぐれず

露光量違ひにより重複撮影

輯編部報情閣内

# 報道

第 四十六 號

附錄 支那事變戰闘經過要圖

昭和十二年一月五日發行 (新編二回版)

昭和十二年一月五日發行 (新編二回版)

昭和十二年一月五日發行 (新編二回版)

宮中の新年 (宮内省)  
事變下の新年に際して (近衛内閣總理大臣)  
事變半歲の回顧 (陸軍省新聞班  
海軍省海軍軍事普及部)

王錢

農地調整法案に就いて  
農業保険制度  
農村に展開する勤労奉仕運動

- 農林省  
農地調整法案に就いて ..... 七〇  
農業保険制度 ..... 七七  
農村に展開する勤労奉仕運動 ..... 八九
- 商工省  
國民とステーブル・ファイバー ..... 七四  
(一般使用者のために)  
事變下の商工行政 ..... 八〇  
石油の切符制度 ..... 八〇  
日本萬國博覽會について ..... 八二  
產金國策について ..... 八三  
有價證券業取締法の解説 ..... 八五  
物價對策 ..... 八八

- 遞信省  
軍事郵便に就いて ..... 六五  
大電力放送 ..... 六六  
航空機製造事業法案に就いて ..... 七五  
電力管理諸法の解説 ..... 八一  
新記錄の郵便貯金 ..... 八七
- 鐵道省  
國策と鐵道運賃政策 ..... 七一

- 朝鮮總督府  
朝鮮の國境警備 ..... 七一  
臺灣總督府  
護りは固し銃後臺灣 ..... 七三  
其の他  
最近公布の法令 ..... 六五、六七、六九、七五、七六、七七、七八、七八、八〇、八二、八三、八四、八五、八六、八八

支那の鐵道 ..... 八四

拓務省  
大陸開拓の戰士・滿洲青年移民 ..... 八一

厚生省  
厚生省の新設 ..... 六五  
社會事業法案に就いて ..... 七一  
國民融和週間に就いて ..... 七三  
簡易保險金額制限の引上 ..... 七四  
勞働爭議最近の趨勢 ..... 七七  
實現する國營職業紹介所 ..... 七九  
國民健康保險法の解説 ..... 八〇  
銃後健康韓國 ..... 八三  
產業勞動者と健康保險 ..... 八六

其他  
露光量違ひにより重複撮影

めぐれす

露光量違いにより重複撮影

(46)

輯編部報情閣内

# 報道

號四十六第

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 農林省 | 支那地圖収容室の設立……………六四    |
| 財務省 | 支那通商の統計と通商外務局……………六四 |
| 厚生省 | 日本生産の成長……………六四       |
| 労工省 | 支那労働者と労働問題……………六四    |
| 遞信省 | 軍事通信の氣氛……………六四       |
| 鐵道省 | 支那鐵道と鐵道政策……………六四     |
| 拓務省 | 支那開拓の統計と通商外務局……………六四 |
| 其他  | 支那の政治と社會……………六四      |

昭和十一年七月一日第二種郵便認可 (毎週二回小冊子發行)

## 宮中の新年 (宮内省)

事變下の新年に際して (近衛内閣總理大臣)  
事變半歲の回顧 (陸軍省新聞班  
海軍省海軍軍事普及部)

## 長江三千哩 (外務省情報部)

昭和十一年の國際政局回顧 (外務省情報部)

附錄 支那事變戰鬪經過要圖

昭和十一年五月一日

露光量違ひにより重複撮影



週報 第六十四號

宮中の中の新年……宮内省

事變下の新年に際して……近衛内閣總理大臣

事變半歲の回顧……陸軍省海軍省新聞部

長江三千浬……海軍省海軍軍事普及部

昭和十一年の國際政局回顧集……外務省情報部

四〇

露光量違いにより重複撮影



週報 第六十四號

宮中の新年.....宮内省(一)

事變下の新年に際して.....近衛内閣總理大臣(二)

事變半歲の回顧.....陸軍省海軍省新軍事普及部(三)

長江三千浬.....海軍省海軍軍事普及部(四)

昭和十一年の國際政局回顧(五).....外務省情報部(四二)

## 刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技術等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

## 最近號主要目次

- |       |                            |  |
|-------|----------------------------|--|
| 第五十九號 | △満洲に於ける沿外法權の撤廢及滿鐵附屬地行政權の移譲 | △西班牙問題の終局と英獨   |
|       | △時局と農村の使命                  | △南京陥落に際して五十億を超えた預金部資金  |
|       | △戦争と鐵道                     | △首都南京陥落とアルミニウム工業の發展  |
|       | △大本營設置せらる                  | △ソ聯邦の總選舉   |
|       | △黃浦江の水路開く                  | △日獨伊防共協定記念國民大會に於ける近衛内閣總理大臣就辭   |
| 第六十號  | △神速南京に迫る                   | △歲旦祭元始祭の意義   |
|       | △水路前線に通ずる                  | △電力國策の全貌   |
|       | △司法保護事業制度化の急務              | △南京攻略後の肅清  |
|       | △崩壊し行く國民政府                 | △燃たる南京人城   |
| 第六十一號 | △列國と放送事業                   | △人口一億に達す   |
|       | △南京の攻圍成る                   | △マイクリー敗退と聯盟  |
|       | △空襲空支を施ふ                   | △本邦より輸入果実は過報によ   |
|       | △割増金附貯蓄債券の賣出し              | △本邦より輸入果実は過報によ<br>る旨を明記し且内閣情報部第三部<br>委付せられたる<br>木説の摘要並に對する者説の<br>他説に關じての意見は述べて内<br>閣情報部に申出されたし |

## 宮中の新年

## 宮 内 省

昭和十三年の新春を迎へるに當つて、國運いやが上にも隆盛に、國基いよ／＼強大な

き聖代の新年を迎ふることは誠に同慶の至りに堪へないところであります。

天皇陛下に於かせられましては、本年寶算三十八を迎へさせられ、天機いよ／＼麗はしく、皇后陛下・皇太子陛下に於かせられましては、御機嫌ますぐ麗はしく、皇太子

殿下にも御六歳の春を迎へさせ給ひ、義宮殿下・照宮殿下・孝宮殿下・順宮殿下御共々御

健かに御生育あらせられ、竹の園生のいや榮えゆく御有様を拜して、感激の一入新たな

るを覺えるのであります。

殊に昨年七月、支那事變發生以來、天皇陛下には深く時局を御軫念あらせられ、御政務に御軍務に益、御多端を加へさせられ、第七十二回帝國議會開院式に當つては優渥なる勅語を賜はり、其の後北支及び内蒙方面に於ける作戰中の陸軍將兵に對し、又上海

方面陸軍將兵並に聯合艦隊司令長官、支那方面艦隊司令長官に對して、夫々勅語を賜ひ、更に時局の重大なるに鑑みさせ給ひて、宮中に大本營を設置あらせられ、宵衣旰食の御精勤は唯々恐懼に堪へないところであります。

皇后陛下に於かせられましては、義に出征及び應召の軍人遺家族の爲に、畏くも内帑の資を御下賜あらせられ、有難き御歌を下し賜はりましたことは既に本誌に於て述べた通りであります。が、更に近くは戦死又は殉職等の陸海軍將兵其の他の者に對しまして、やすらかにねむれとぞおもふ君のため

いのちさゝけしますらをのとも

と御詠み遊ばされ、併せて御紋菓をも御下賜あらせられたのであります。

又戰場の第一線にあつて、名譽の戰傷を蒙つた傷病者の身の上に深く御同情あらせられまして、陸海軍病院に行啓、親しく御慈愛のこもれる御慰問を賜はりましたことは未だ感激の新たなるところであります。

臯太后陛下に於かせられましても、事變以來、出征軍人について一入御心を傾けさせ給ひ、風寒き朝、雨濕き夕、御心を戰場の勇士の上に注がせ給うて御懇ろなる御下賜品

を賜はりましたことは、洵に恐れ多い極みであります。

以上、皇室の御近狀を申上ましたが、此の機會に於て、更に宮中に於ける新年の概要を申述べ、時局下に於ける新年の意義を明かに致したいと思ひます。

先づ年頭の祭儀の初めとも申すべきは四方拜でありまして、天皇陛下には元日晨旦に當つて、曉の空未だあけやらぬ朝まだき、畏くも御潔齋の上、立綬の御冠・黄櫛染の御袍を召させられて、神嘉殿の前庭に出御、神宮を初として、四方神祇及び山陵を御拜あらせられ、天下泰平、萬民安寧を祈らせ給ふのであります。

ついで、陛下には、宮中三殿に出御、賢所・皇靈殿・神殿に順次御拜あらせられます。これは歲の首に當つての小祭で、歲旦祭と申します。

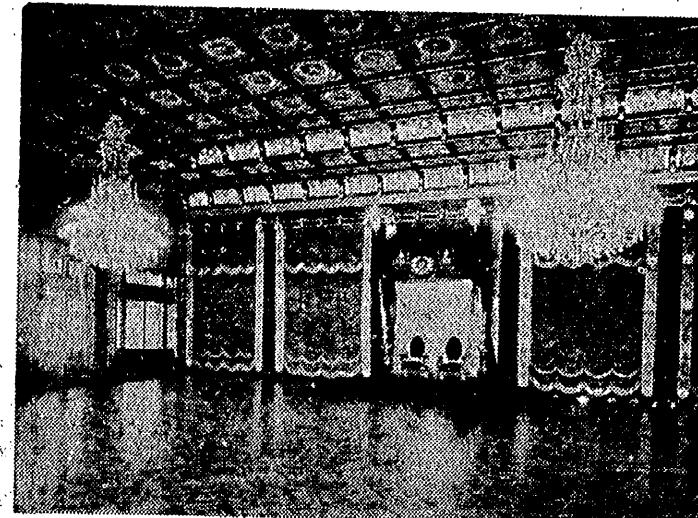
四方拜・歲旦祭を終へさせ給うた後、陛下には一旦還御、御正裝に御召換の上、午前八時には晴御膳を聞食されるのであります。此の晴御膳と申上るのは一月一日、二日、三日に亘つて行はせられる御儀であります。三日とも鳳凰閣に出御の上、供饌を聞食されるのであります。



晴御膳を済ませられた後、新年朝賀の儀が行はせられます。此の朝賀と申しますのは、皇族以下文武百官が陛下に對し奉つて、新年の御祝詞を申上るのであります。皇室儀制令第二條に「新年朝賀ノ式ハ一月一日及二日宮中ニ於テ之ヲ行フ」とあるに據るの

であります。

朝賀の中、親しく陛下に拜謁を賜門はつて、新年を賀し奉る御儀を拜賀と申し、拜謁のことなくして單に宮中に參内、所定の御帳に署名して新年の賀意を表し奉るのを參賀と申します。さて拜賀は一月一日に五回、一月二日に



一回、兩日を合しますと實に七回に亘つて行はせ給ふのであります。

第一回の拜賀は午前十時に行はれるのであります。天皇・皇后兩陛下には鳳凰間に御出御、各皇族・王族・公族の御順に拜賀を受けさせられるのであります。年の始に當つて、御正装の天皇陛下、御大禮服の皇后陛下を初めて拜し奉る儀儀で、莊嚴なる鳳凰間に儀たる兩陛下の御姿を拜し奉るは眞に畏き極みであります。

第二回は午前十時十分、天皇・皇后兩陛下には正殿に出御、大勳位・内閣總理大臣以下公爵・從一位・勳一等以

上の者並に其の夫人・勳一等外國人・同夫人の拜賀を受けさせられるのであります。第三回は午前十一時、正殿に於て高等官一等以下勅任待遇以上並に其の夫人・神佛各宗派管長・勅任披履外國人・同夫人に對して、一齊に拜賀を仰付られ、第四回は午前十一時五分西溜問於て、宮内奏任官・同待遇に拜賀を仰付られるのであります。かくして兩陛下には一旦入御の上、午後一時三十分、御五度出御、正殿に於て外國交際官・同夫人に謁を賜はるのであります。

更に二日は午前十時、正殿に於て、伯爵以下の有資格者に、同十一時、千種問・豊明殿・南溜問・東溜問・西溜問に於て貴衆兩院議員以下の有資格者に夫々拜賀を仰付られ、茲に二日間に亘る拜賀の儀を終へさせ給ふのであります。

次に參賀の儀は一日の午後一時から同四時までに正七位以下從八位以上、功六級・功七級・勳七等・勳八等・奏任待遇の諸員が參内して、設けの參賀簿に署名いたし、判任官・同待遇者は其の所屬廳に參賀することになつて居るのであります。

一月三日には元始祭を行はせられます。元始祭は年頭に於ける大祭でありますて、皇

室祭祀令第八條に「大祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率キテ親ラ祭典ヲ行フ」とあるやうに、天皇陛下には最も皇族・王族・公族及び文武百官を率むさせられて、親しく御祭典を行はせ給ふのであります。此の大祭は天日嗣の本始を祝して、歲首に神祇を崇めさせ給ふの御儀であります。

陛下には此の日、立縷の御冠・黃櫛染の御袍を召し遊ばされ、賢所へ出御、御拜禮の後、御告文を委せられ、次で皇靈殿・神殿にも御拜禮の後、御告文を委せられます。皇后陛下・皇太后陛下にも相ついで御拜遊ばされるのであります。

一月四日には政始の儀を執り行はせられますが此の日、内閣總理大臣を始め各國務大臣・宮内大臣・樞密院議長は通常服・通常禮裝を著用して參内、東二ノ間に參集、定刻、天皇陛下には御通常禮裝を召されて東一ノ間に出御、萬機を開召さるゝに先立つて、先づ内閣總理大臣より神宮の事を委するのであります。神宮の事とは前年十二月まで伊勢の神宮に於ての諸祭典が總て滞りなく行はせられた旨を奏上するのであります。總理大臣は續いて各廳の事を委し、次で宮内大臣は皇室の事を委するのであります。此

の御儀は神事を先にし他事を後にすといふ深い思召からでありまして、漫くも明治天皇の御製に「神風の伊勢の宮居の事をよづ今年も物の始にぞきく」と仰せられた御趣旨に基くものと拜察し奉る次第であります。

新年宴會は一月五日、宮中に於て行はせられます。此の御宴は一月一日、同二日の朝賀と共に新年祝日としての一體を爲すものであります。元來ならば朝賀に引續いて行はせらるべき性質のものであります。が三日は元始祭、四日は政始とそれ／＼諸儀が續きますので、五日を新年宴會と定められたものと拜察するのであります。

天皇陛下には御正裝を召され、皇族以下供奉員を隨へさせられて、牡丹間ぼだんまを通御、豐明殿に出御遊ばされるのであります。是より先き牡丹間の伺候の大勳位・内閣總理大臣以下前官禮遇以上の者並に外國大公使に謁を賜はるのであります。かくて君が代の奉奏、諸員の最敬禮の裡に豐明殿の御座に著御、畏くも優渥なる勅語を賜はり、ついで内閣總理大臣並に首席大使は謹て之に奉答し奉つて、御宴にうつるのであります。皇族、王族、公族を始め奉り各國友邦の使臣、文武高官が和氣籠々として、一堂に會し、君臣偕和、友邦

善隣の光景は誠に泰平を讃嘆する聖代の姿を拜するの感があるのであります。

然るに本年は時局に鑑み、深く戰場の將兵を思召さるゝの大御心より終に御宴會は行はせられざる旨、仰出されたのであります。

一月八日には陸軍始觀兵式が行はせられます。陛下には御正裝を召され、第三公式の御馬車鹵簿くるほを以て親臨、御閨兵遊ばされるのであります。が時局下の本年は特に御軍裝を召されて第三公式の自動車鹵簿を以て宮城御出門、代々木練兵場に向はせられ、直ちに便殿に入御の後、御乗馬に召され、皇族を始め奉り數多の供奉員を隨へさせられて式場に整列の貔貅ひしゆを親しく御閨兵、次で諸兵指揮官の指揮、軍樂隊の奏する行進曲と共に勇壯なる分列式を御親閲、威容燦たる皇軍の精銳を歎はせられ、再び便殿に御小憩の後、還御あらせられるのであります。

以上陳べました外に、講書始ノ儀と歌會始ノ儀とがあります。講書始ノ儀は宮中恒例の御行事の一つであります。天皇陛下には御通常禮裝、皇后陛下には御通常服を

召させられ、鳳凰間に御進講を聞召さるゝ儀で、御進講者は國書・漢書・洋書に亘つて各領學が年々鉢衡せられて御進講申上るのであります。此の御儀は午前十時を以て始められ、正午近く終了せらるゝを例として居ります。此の御儀は一に學事尊重の御慮に發して居るものと存ずるのであります。

歌會始ノ儀も恒例御行事の一つであります。陛下より勅題を賜はつて、皇族以下臣民に至るまで詠進を許されて居るのであります。皇族を始め奉り諸大官の詠進も一臣民の預選歌も當日御前に於て、ひとしく披講せられるのであります。かかる光榮は全く他に類例の無いことでありまして、廣く臣下の感想を聽召されるの大御心とも拜しますが君民一體の御精神のあらはれとも拜されて恐懼に堪へないのであります。

此の日、天皇陛下には御通常禮製、皇后陛下には御通常服を召されて鳳凰間に御、讀師以下諸員參進して本位につき、先づ臣下の預選歌より皇族各殿の御詠進に及び、次に 皇太后陛下の御歌、皇后陛下の御歌を奉講し、次に御製を奉講して御儀を終了致すのであります。

本年は「神代朝」と御題を仰出され、此の御歌を通じて忠勇敢なる國民の覺悟、激励た

る元氣、熱烈なる感情等、時局を反映した眞の赤誠が全國民から詠進されるであらうと思ひます。

かくの如く宮中の新年は年の始めを壽ぐ中にも、敬神崇祖の御精神を基として、文武兩全、國民一體の意義を存して居るのであります。神代より承け継ぎし、み國ぶりを目のあたり今に奉し奉る御代の姿こそ、尊くも亦畏き極みであります。

仰いで悠久三千年の歴史を偲び、俯して萬邦無比の國體を思ふの時、油然として起るは實に忠君愛國の至情であります。此の至情のあらはるゝところ即ち皇威の宣揚となり、「一死盡忠の至誠となるのであります。斯の時、斯の國に生を幸けた吾々國民は「御民われ生ける驗あり」の感を一層深く感ずるのであります。

茲に戰捷の新春を迎ふるに當つて、謹で聖壽の無窮を祝し奉り、併せて皇運の彌榮を祈る次第であります。

## 事變下の新年に際して

近衛内閣總理大臣

昭和十三年初頭に當り國民諸君と共に、謹で聖壽の萬歳と皇室の御繁榮を壽ぎ奉る。東亞の一角に起つた事件が、はしなくも日支兩國を悲しむべき鬭争に捲き込んだまゝ、越年した。輝しい皇軍の勝利に、今更ながら日本に生を享けた恩寵を痛感すると共に、胸に擴がる感慨はわれ〳〵の直面する時局の重大さである。支那問題が今や根本的解決の途上にあることをそのまま映して、此の新しき一年は世界歴史に於ける日本の地位に一大進展を劃すべきことが豫測されるのである。私は國民諸君と共に此の際、時局に對し自覺を新にしたいと思ふ。

本來ならば東洋民族興隆の爲め相提携すべき日支兩國が、表面の親善はいざ知らず、眞實は最も陰鬱なる關係にあつたことは既に多年に亘る。凡ての偏見と感情とを去つて公平に事態を觀察する者には、それが支那に於ける遠く且つ深い國際關係と支那自身の態度とに原因したことは明瞭である。十九世紀の末葉から西洋諸國の權益が、如何なる

方法を以て支那に植ゑつけられたか。そして支那の民族意識が成長するにつれ、それが如何に排外思想となつてはげ口を求めたか。最後に遅れて、然し驚嘆すべき力を以て日本の經濟的政治的發展が始まつた時、支那が如何にその排外政策の焦點を日本に向かひか。その間の歴史は今茲に譲々を要しない。然もそこに、今日の支那問題の根幹がある。

蔣介石政權による支那統一と所謂經濟「建設」の成果とは、われ〳〵之を認むるに資ではない。然しながら彼等はこの新支那建設の指導精神を抗日に求むることによつて、致命的な誤謬を冒したのであつて、かかる基礎の上に築かれた支那國家は本質的に不純なものであることを、われ〳〵は断するに憚らない。彼等は此の誤謬に對して、最も痛烈なる實物教訓を滿洲事變から受けた筈である。然るに彼等は却てこの事實を適用して、國民意識を抗日に教育し煽動するに至つては、その迷妄救ふべからざるものがある。自ら求めた武力抗日が如何なる結果を招くかは、支那自身今や切實に味ひつゝある。近代國家建設の國民的希望が、物心両面に亘つて、無慘に潰え去らんとする今日、支那具眼の士の反省には深刻なものがあるを信じて疑はない。

歴史は既に轉換の第一頁をくり擣げたのである。抗日と、共産黨の傀儡化せる支那は、今や凡て抹殺さるべき運命にあり、その後に来るべきものは、東洋民族本然の姿に立ち還つた近代國家支那でなければならない。蓋し、日本の存立も、支那の幸福も、外國の利益も、かくて初めて安泰たり得るのである。日本はかくの如き支那の建設にて満腔の協力を致さんとするものであり、又日本の求むる支那問題解決の究極目的は、實に之を措いて他には絶対にないのである。

今日の日本は世界的存在であり、その行動は世界的責任を持つものである。逸脱せん支那を本來の支那に還らしめんとするのも、是れ一に東亞の進歩と安定とに生固たる基礎を與へ、かゝる安定的東亞を以て世界の平和に寄與せんとする動機に外ならない。又之以外に日本の安全保障の途はないのである。遠く歐洲の友邦と提携したのも、世界共通の敵ヨーロッパンの脅威の前に、人類の高貴なる精神と眞の秩序とを防衛せんとするに外ならない。更に世界大戰後世界平和の基調として一應は受容れられた現狀維持の原則が幾多の矛盾と相剋とを生んで機能を失はんとする今日、現實に則したる新時代の平和組織を建設する任務は、自らわれ／＼進歩的國民の肩に懸る。

凡ては建設の途上にある。支那の混迷と、それを環る複雜なる國際關係から来る重壓とを想へば、この建設の前途には、尋常一樣でない困難が横はるものと覺悟せねばならぬ。國家の對外政策と國內生活とは必然的に相關々係にある。今日日本の當面せる國際的難關が未曾有のものであることは、直ちに國內的にも問題が山積してゐることを意味する。此の國家的難局は、全國民に、全國民の全機能を國家的目的の爲めに動員して、以て巨大なる戰闘準備をなすことを要求するのである。去る十二月二十六日第七十三回帝國議會開院式に當つて賜はつた御勅語の中に、陛下は

朕カ將兵ハ每戰捷ヲ奏シ大イニ勇武ヲ中外ニ著ハシ而シテ朕カ銃後ノ臣民亦克ク協力一致シテ時難ニ當レリ

朕ハ舉國臣民ノ忠誠ニ倚信シ速ニ終局ノ目的ヲ達セムコトヲ期ス

と特に仰せられたのである。拜して寔ニ恐懼感激に堪へぬ次第である。われ／＼は自己の使命に對する確信を新にし、環境に對する認識を正確にして、聖旨に副ひ奉る様努力せねばならぬ。

# 事變半歲の回顧

## —事變の發生と經過の概要—

陸軍省新聞班

海軍省海軍軍事普及部

遷都十年の夢を包み、西安事件後救國の英雄となつた蔣介石があわただしい民國二十六年(昭和十二年)の正月を祝した南京が、昭和十二年十二月十三日に陥落すると誰が豫想し得たであらうか。南京陷落の報傳はるや全日本の歡喜と興奮は庚子列強行行列となつて全國に渦を巻いた。萬歳の聲は戰場の第一線にも響けと絶叫された。萬歳の聲の裡に幾多の之に唱和し得ない諸國の英靈のあることを想ひつゝ、聖戰半歲の跡を回顧して次に来るべき吾人の指標を明らかにすることが新陽慶祝の年頭最大の關心事であらねばならぬ。

### 一 事變の發端より二十九軍の膺懲戰迄

昭和十二年七月七日夜に於ける蘆溝橋事件は今次支那事變直接の導火線となつた。我軍は東亞の平和日支提携の大局的見地より、現地解決、不擴大方針の下に

飽く迄和平解決の態度を以て、告ぐるに公正なる抗議を以てし求むるに彼が冷靜なる反省を以てしたが、彼は爾後益々挑戦的行爲に出で、萬福麟、商震、劉時の諸軍は保定、滄州に集中、且つ中央軍の北上する等事態急迫せるに鑑み、政府は十一日北支派兵の事に閣議

### 二 察哈爾方面

支那駐屯軍は京津地方の第二十九軍を膺懲の後、一面の支那兵を掃蕩、白河の水路を確保した。

### 三 支那方面

一決十五日内地より一部の兵力を派遣すべき旨の陸軍省發表を見るに至つた。帝國海軍は時局の重大性に鑑み、豫て整備上多大の苦心を拂へる、中支及南支方面派遣部隊に對し、事件波及防止上、萬遠算無きを期せしむると共に、一方默々として所要の準備を整へつゝ、滿を持して待機し、其の優勢なる海軍力を以て儀として黃海及支那海を制壓し、一部を以て北支方面的陸軍に協力して活動した。

他方支那駐屯軍は極力不擴大の方針を體し、冀察主腦部と折衝に努め協定兵器案の調印を見たが状況は依然緩和せず、二十五日には張自忠麾下の第三十八師による廊坊事件を見、二十七日には廣安門事件の暴戾を敢てするに至つた。隱忍自重も限りあり、今や狀況眞に逼迫一瞬の猶豫を許さるに至つたので、茲に斷乎獨自の行動に出づるに決し、二十八日早晩より北支駐屯軍及川岸部隊を以て北京南側地區の敵を、又酒井、鈴木兩兵团を以て北京地方地區の敵を掃蕩し、三十日遂に敵を良鄉以南に撃退した。海軍は、また、其の艦隊の一部を以て、嚴重なる警戒の下に、陸軍部隊數次

部を以て北京の西南五里永定河右岸にある長辛店を占據し、其の他を以て京津地方の敗殘兵を掃蕩して支那

支那駐屯軍は京津地方の第二十九軍を膺懲の後、一面の支那兵を掃蕩、白河の水路を確保した。

支那中央軍は京漢、津浦兩線より兵力を北上せしめ、支那鐵道の北方に約五十萬の兵力を集中、更に北京の西北方にある南口から張家口附近の地區に約八個師の

軍隊を集結し、その一部が南口に頭を出して我軍の側背を脅威するの態勢を示した。別に騎兵を主體とする約四萬の敵は内蒙に侵入し張北は頗る危険の状態に陥つた。茲に於て我軍は先づ南口附近の敵を驅逐するに決し、八月下旬強襲を以て長城線の難關、居庸關、八大嶺の險を突破した。

別に關東軍の新銃は遠く熱河方面から多倫を経て張家口を衝き、二十七日遂に張家口を占據し敵の背後を遮断した。敗走の敵は大同東北方の陽高から陽原を経て蔚州の線に陣地を占領したので、我軍は直ちに京綫及懷來—蔚州方面より急進、九月中旬頃迄に察哈爾省内より敵を一掃した。

### 三 綏遠山西方面

爾來九月下旬より十月上旬に亘る間に於て、我が部隊は内蒙軍を援けて綏遠附近に蟠踞せる傅作義の麾下約五、六師の敵軍を攻撃し、十二日之を占據し、第一線は北方より協力した蒙古軍と共に十七日既に包頭を略し、遠く五原及オルドス沙漠を睥睨して北支に對す



宣撫班の施設

を攻撃、子牙河を過ぎた苦難の水上部隊が制勝を脅威したのと相呼應して之を攻略。更に鐵路を南進、十一月四日には河南省北部の要地彰德を確保した。爾後線路東側の所謂中間地帶の肅清に多大の手労を拂ひつ

を爲す。天津市民主大會開催の餘興足跡を示す。

つあつたが、概ね治安の回復を見るに至つた。

### 五 齊魯方面

此の方面に於ては戰場一帯洪水の爲泥濘沼澤と化



天津市民大會開催の餘興足跡

### 四 京漢線方面

永定河右岸の敵に對して勇躍敵前渡河し、放膽なる包圍作戦を以て涿州に殘烈的打撃を與へ潰走の敵を追追。九月二十四日、敵が半年の持久を豪語した保定を拔去。十月十日又も滹沱河の敵前渡河に要衝石家庄に至つた。



支那事變圖

し、水深胸を没する困苦を冒し、八月二十二日前進を開始し二十四日靜海、九月四日唐官屯、十一日には馬廻の險を陥れ、滄州の要衝を保定と同日の二十四日に攻略して尙も急進、十月三日德州を陥れ敗殘兵を掃蕩しつゝ十一月中旬に夢にまで見た黄河の流れに日章旗を映し、濟南の空、戰雲顛に濃くなるに至つた。思へば北支の戰局は重慶の山岳戦に、羊腸の山徑戰に、濁水漲り泥濘馬腹を没する平原の攻防に、常に神速軽快の機動作戦に終始した。彈藥も糧食も補給は常に遅れ勝だつたが、鐵蹄の響く所、軍靴の音を聞く所、敵は常に堅陣に立ち直る暇がなかつたのである。

## 六 上海方面

帝國海軍は事變を中南支に波及せしめざる様最も慎重なる態度を持し警備任務遂行に萬全を期して居つたが、支那側の抗日反日行動は日を追うて熾烈となり、第二の通州事件の發生を憂慮せられたると、事變の全支那及さへ豫想せらるゝ事態に立到つた爲政府は遂に長江筋在留邦人を引揚げさせる事に決定、長江

警備の艦艇を以て之等を護送しつゝ、途中支那飛行機及砲臺等の挑戦的示威の中に、儼然其の任務を全うして、八月九日迄に全部の引揚を完了した。一方支那軍は我穩健なる態度に益増長して、上海租界方面に續々正規軍を集中、防禦工事を怠らず、かくて上海方面の空氣は日増に緊迫を加へつゝあつたが、八月九日夜の大山事件で軍態愈々重大化し、遂に八月廿一日以來暴戾な支那軍の間断なき不法攻撃を蒙り、十四日に是其の精銳なる飛行機數十機の爆撃を受くるに至つた。茲に於て、隱忍自重、ひたすら事件不擴大の方針に進みつゝあつた帝國海軍も、放然暴戾支那軍を膺懲するに決意し、十四日を期して疾風迅雷の行動を開始した。即ち陸戦隊は寡兵よく十數倍の敵を擊破して粗界の防備に邁進し、航空隊は折柄支那海上に彷徨せる七二〇粧の颶風を突破して、航空戦史上當て見ざる海上爆撃を敢行、杭州、慶德を始め敵の首都南京、南昌等の空軍根據地を襲ふて、敵航空機活動の本源を封じ、勢頭先づ制空權の獲得に任じ、一方我艦隊は江上及海上に活躍して、堂々陸戦及航空部隊の進出を支援

した。此に於て事變は中支一帯に波及することとなり陸軍部隊の派遣を見るに至つたが、その先頭部隊は八月二十三日未明海軍の緊密果敢な協同動作の下に揚子江下流及吳淞附近に敵前上陸を敢行、江岸に據る頑敵並に上海周邊の優勢な敵に向ひ進撃し、その後逐次到着する部隊を併せ、海軍との適切な協同の下に相携へて奮戰力闘、八月二十八日には羅店鎮、同三十一日には吳淞鎮、九月一日には獅子林砲臺を占據した。

上海附近一帶は網の目の如きクリーク及無數のトヨチカ、掩蓋機關銃座の設備を骨幹とする近代的要塞地帯を形成し、守る支那軍もその訓練に於て又裝備編成に於て優秀を誇る蔣介石直系の所謂中央軍で、その兵力も亦頗る多く、第一線附近丈でも五十萬、後方を合算すれば約八十萬の多きに達する程であつた。

我軍は此の敵及陣地を一步一歩漸減しに擊破しつゝ前進し、第一線は羅店鎮南方白壁兵營及劉家行東南方王九堡の敵陣に阻止せられたが、九月二十二日此等の陣地を突破するや戦線は約一箇月の膠著状態から俄然轉換して、十月上旬概ね劉河鎮、嘉定、南翔、大場鎮

及江濱鎮直前の陣地に肉薄した。

一方海軍陸戦隊は、終始困難なる市街戦に、不眠不休の奮闘を續け、連日猛烈なる敵の攻撃及空爆の中に敢然租界の防備を全うし、陸軍部隊の進出と歩調を合せて租界周囲の敵を逐次撃破しつゝ、一步一步、堅壁を死守せる敵を撃退した。

又青島及南支方面事態の悪化に鑑み八月中旬より逐次居留民の引揚を掛け警備上萬全を盡したのである。

#### 七 支那沿岸の交通遮断と海軍航空隊の活躍

帝國海軍は、支那の戦闘力を減殺して事態を速かに終結せしむる爲、八月二十五日から揚子江口以南、福州、廈門、汕頭に亘る支那沿岸一帯を、支那の公私船舶に對して其の通航を遮断することに決したが、九月五日には之を全支沿岸一帯に延長し、更に一千數百浬に亘る海面を嚴重監視し、風濤荒れ狂ふ中に、日夜人知れぬ苦労を克服して無言の威壓を加へつゝ、支那の經濟動脈を遮斷して、國民政府の財政に一大打撃を加へ、海上又支那船舶の影を没するに至つた。

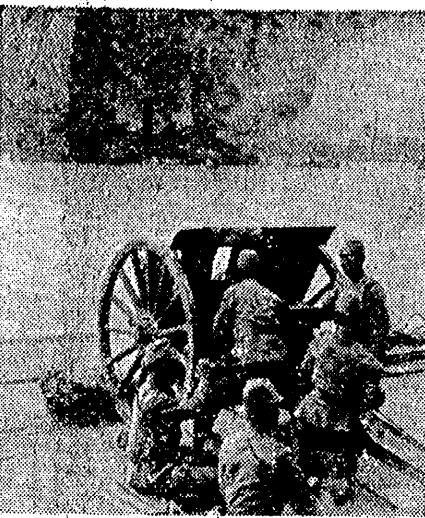
#### 八 大上海陥落

斯くて十月二十三日以來の我軍の總攻撃により二十六日大場鎮の堅陣潰え、江灣の敵も崩れて、二十八日

支那海軍は、事變發生前巡洋艦九隻、砲艦二八隻、河川砲艦三三隻、其の他を併せて合計一〇六隻、約七萬噸の勢力を有してゐたが、我が海軍の優勢なる兵力に壓倒されて、多くは港灣又は江上深く遁入し、纏に機雷敷設防寒工事等江海防備に從事してゐたが、我が海軍は適切なる攻撃を加へ、十月初旬頃迄に概ね其の大半を撃破し、之を壊滅に瀕せしめた。

又南支方面に於ては、我が艦艇を以て廣東、廈門、汕頭、三都澳方面の敵砲臺要地及艦艇を攻撃、多大の損害を與へた。

一方我が海軍航空隊は陸海軍の進撃と呼應して、連日果敢なる爆撃を敢行し、逐次全支要地の軍事施設を爆破すると共に、敵空軍に一大打撃を負へ、又陸海軍部隊當面の敵陣地及後方部隊を爆撃し、作戦の進展を促し、十月下旬迄に概ね敵機三百七十機を屠つた。



地神敵東浦す起を災火で撃砲同共陸海



見合的劇の長隊部車海陸にてに線前最

には一舉蘇州河の線に進出した。

十一月五日、陸軍新銃部隊は海軍精銳に掩護せられ

て杭州灣に奇襲上陸し、「日軍百萬杭州灣上陸」のアド

に我が手中に入つた。トーチカも、クリークも、正義

皇軍の前には粉碎突破せられ、蔣介石が難攻不落を誇り、我を國際紛争の渦中におびき寄せて戰闘に外交に有利な地歩を占めんと企圖した計畫もこゝに全く盡

に歸して、戰局は爾後首都南京の攻防戦を自指し太湖南北に展開されることとなつた。

陣地戦を脱して大追撃戦に移つた我軍は勇躍驚異

的機動力を發揮して湖東の平野を席捲、南翔、嘉定、

バルンは青空高く揚げられて敵の心臓を寒からしめた。

茲に大上海は全く我が包囲する所となり、浦東及租

界に蠢く抗日分子も清掃され、上海は十一月十日完全

に湖東會戰と湖南戰線の進展

太倉、崑山を屠つて十三日未明には又もや敵の意表に出で陸海協力して揚子江岸白茆口より強力なる新兵團の上陸を敢行し、常熟蘇州方面に潰走する敵の退路を衝き敵を湖東に包囲して殲滅的大打撃を與へた。蘇州、常熟、無錫相次いで落ち、日章旗は長江沿岸を壓して西進した。

太湖南側に於ても嘉興、南潯、湖州、長興等を攻略して湖沼地帯を突破し、山岳地帯に入り山間を縫つて分進を開始した。陸軍戰線の進展につれて、海軍も亦黃浦江、蘇州河等の水路を底開し、軍艦品の補充路を我手に收め、軍の推進を掩護した。

## 十 南京攻略戰



の涙が光つた。

十二月十七日、中支聖戰四箇月の輝く戰果を此の盛儀に壓縮して歴史的南京入城式が舉行された。朝香宮殿下来始め奉り南京攻略の陸海軍各部隊參加し、松井

（海）陸松（合）同軍（司）御（參）谷（御）官（參）列（司）朝（長）官（香）官（右）及（り）

一同東方遙か皇居を拜し「天皇陛下萬歲」を三唱し、在天の英靈の共に中山門内に來らんことを祈りつゝ此の盛儀を閉ぢた。

事變の將來はどうなるか、事變の結末如何は誰もが知らんと欲する大問題であると同時に、何人にも豫斷を許さないと云ふのがその正しい答解であらう。併し問題解決の道に就ては堂々正を履んで懼れず、千萬人と雖も吾往かんの大方針が既に決定されてゐる。曰く、暴戾支那軍を膺懲し以て抗日政策の拠築を促し、日滿支共存共榮の實を擧げ東洋永遠の平和を確保する事はれである。

北支中支既に虜獲せられ、南京陥落し、國民政府は長江の奥地に分散逃避したる現状に於て、蔣介石は尙ほ長期抗戰を呼號しつゝある一方、事變を廻る列國の動向亦邊に豫斷を許さざるものがある。斯かる時局下に於て新年を迎ふるに當り、吾人は内外の情勢を深く認識し、皇國日本の達成すべき崇高なる目的に鑑み自肅自戒以て一年の計を樹て、之が實行に邁進すべきである。

防塞等各種の障害を排除し又兩岸より阻止する敵を一掃しつゝ强行南京自指して過江し、陸海相呼應してひた押しに南京城に迫つた。一方海軍航空隊は、全力を挙げて陸軍航空隊と協力、南京、南昌方面に猛烈なる爆撃を續行。十二月四日には蘇聯の供給にかかる飛行機集中の報ありし蘭州を襲ふて殆ど之を撃滅した。

十二月八日、棲霞山（南京東北方十八粧）、湯山（南京東方二十粧）、青龍山（南京東方八粧）、方山（南京東南十五粧）、牛首山（南京南方十粧）に亘る敵の南京本防禦線を占據し、茲に南京包圍體形を完成して敵の死命を掌中に收めるに至つた。松井軍司令官は、武士の情を以て九日敵將に降伏開城を勧告、十日正午を期し回答を求めた。併し回答の期日は空しく過ぎて、最後の鐵錐的砲火は南京城壁を搖がし、我軍は光華門に輝く一番通りを敢行して破竹の如く中山門、中華門、水西門を突破した。又海軍遼江部隊主力は遂に下關沖に軍艦旗を翻し陸海呼應して、十三日夕完全に城内の掃蕩を完了した。斯くて皇軍の威風、長江一帶を壓し、日章旗は夕陽に映えて翩翩とはためき、仰ぐ將兵の眼には感激

# 長江三千浬

海軍軍事及普通部

十二月十三日午後五時我

が〇〇艦隊の主力は旗艦〇〇を中心に堂々〇〇隻艦艇〇〇相衡んで抗日の首都南京の表玄關下關碼頭に進入した、かくて海上兵力に依る南京への進撃も實現され長江三百浬の水路は確保されるに到つた。此の機會に於て揚子江の概要を説明しようと思ふ。

但し週報第四十九號の「長江を越る」及第四十五號の「上海の話」と重複するところはなるべく避けることとする。

## 第一總說

揚子江は世界第五位、東洋第一位の大河で源を西藏高原に發し、中部支那本土を経、東西に貫流し、數多の支流湖沼を合せて東海に注ぐ。流域三、二〇〇浬流域面積七五六、五〇〇平方浬に達し（支那本部の約二分の一）、大小汽船の可航水路本流一、五〇〇浬支流六〇〇浬、更に民船を加へた本支流の可航水路は優に一萬浬を超える。舟運の利便世界に冠絶し古來南船北馬の語あるに背かず、實に支那大陸に於ける富源開發の中核交通貿易の主脈である。

江名の呼稱は地方に依つて異り、水源に於てはドヴレチヨ河、デイチヨ河又はムルニウス河の名があり、次で布魯楚河、色楚河等と呼ばれる。四川省附近に於ては金沙江と謂ひ其の下流を揚子江と呼ぶ。支那とは其の一部（江蘇省揚州附近）の名稱に過ぎなかつたが、現時は揚子江なる名が全流の總稱として世界に通つてゐる。通常全流を三段に分ち、江口漢口間を下揚子江、漢口宜昌間を中揚子江、宜昌より上流を上揚子江と稱してゐる。

## 二 水源

遡江約一七〇〇浬の四川省屏山より上流の調査は未だ充分ではなく、支那に於ては最近迄岷江を以て本流となして居た程である。本流金沙江の水源は拉薩の北方なる當拉山脈の北斜面であつて、海拔二萬呎を有し、この水源より屏山迄の間は非常な急流をなし舟運絶無である。

多少の差違を免れないが、一般に揚子江の平均落差は航行不能區域たる上流（五七〇浬に於て毎浬九、五呎、可航區域たる屏山下流一六、三〇浬間に於て毎浬〇、五呎となり、江口に近き下流部に於ては毎浬〇、〇三呎に過ぎない。

## 三 流域

揚子江の流域は其の面積七五六、五〇〇平方浬で世界第一〇位に位し、青海、四川、雲南、貴州、甘肅、陝西、廣西、湖南、湖北、江西、安徽、江蘇、浙江の十三省に及んでゐる。支那古代に於ては開化の程度黃河流域に比して一籌を輸したが、近代に至つては遙かに主要の位置を占め、其の地味肥沃、物資豐饒にして氣候溫暖、航運自在、しかのみならず人口稠密にして沿江約二億の住民を養ひ、過去十數年の統計に依れば支那に於ける外國貿易額の約六〇%以上は本流域に於て之を占めてゐる。

各地の落差に關しては各書に記述したものが各、

支那に於ける大河の水が殆ど黃濁して居ることは周知の事實である。揚子江に於ける泥沙の大部分は宜昌上流に其の根源を發するものであつて、其の下流に於ても多少の泥沙を生ずるが微量で殆ど影響はない。即ち揚子江中の泥沙の根源は四川省東部の成都平原（面積一〇萬平方浬）である。含有泥沙量は季節に依つて大いに異り、七月に最高となり（一月に最低（七月の約五分の一）となる。

此の泥沙に依り揚子江各地の水路は變化し、轉曲部に砂堆を生じ、江口に三角洲を形成し、其の海岸線を約六〇年に一浬充満中に進出せしめて居る。尙黄浦江の黃濁してゐるのは自體の排出泥沙ではなく、其の九五%は揚子江本流から搬入せらるゝものである。

## 四 勾配



## 第二 水路及航運

(一) 宜昌から上流に至れば、地勢俄かに一變し高峻な山嶺が縱横に起伏して、江流は峭立せる斷崖絕壁の間を流れ、水路の變化は極めて少くが狹隘で而し行船の險は天下無比と稱せられてゐる。

(二) 揚子江を遡る一、〇〇浬の宜昌迄は沿岸概ね一望際涯なき平原であつて、野の間に其の間を流れ、迂餘曲折が蜿蜒として、帶の様な長江の變化寸時も断えず、從て悉し江流水路は常に危險千萬具に其の妙を海闊にのみ依つて航行するものには危險千萬である。

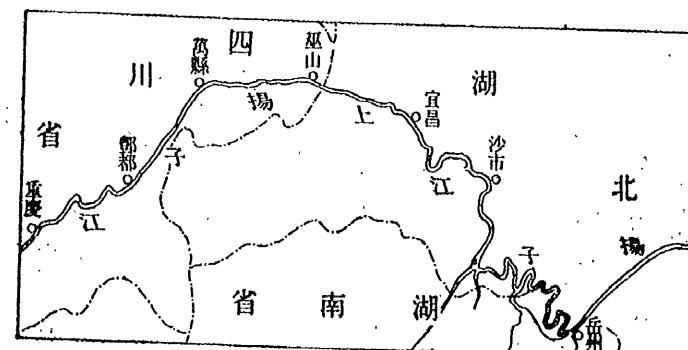
(三) 萬縣から上流は廣大なる平洲や島の爲めに處處に急流を生じ又沙堆や淺瀨を見る。

(四) 萬縣から上流は廣大なる平洲や島の爲めに處處に急流を生じ又沙堆や淺瀨を見る。

(五) 重慶から上流叙州迄は水路稍平易であるが、更に上流の屏山以上は急湍瀑流をなし、江用艦船の過航は不可能である。

(六) 叙州から支流岷江に入れば、高水期には小船を以てすれば成都を距る陸路一日行程の彭山に達することが出来る。江口から彭山迄約二、〇〇〇浬で江用艦船の可航終點は岷江に沿ふ嘉定である。(江口より一、七五〇浬)

(七) 右以外汽船及民船を通ずる支流は數多あるがこれに細説することは避け、唯本支流を合し汽船の可航水路二、四〇〇浬(民船可航水路約一〇〇〇浬)を以てすれば成都を距る陸路一日行程の彭山に達することが出来る。江口から彭山迄約二、〇〇〇浬で江用艦船の可航終點は岷江に沿ふ嘉定である。(江口より一、七五〇浬)



○○浬なることを記するに止めておかう。

(八) 現今揚子江中汽船航通區域に於て、航行困難なるは岳州から上流であり且つ航行最も困難の時期は低水期と高水期で、事故などの生起するのは殆ど此の機である。

(一) 上揚子江は危險航路で江幅狭く岩壁迫れる。路に急湍を生じ、航行困難なる。

(二) 中揚子江は難航路で江岸屈曲せる澗路に浅瀨を生じ、

(三) 下揚子江は平航路で江流分岐せる水道に難所を生ずるものと謂ふことができる。

(四) 水運の概況(汽船會社)事變前長江の航運に從事してゐた列國の汽船會社名及主要船名を掲ぐれば左の通りである。

(五) 日清汽船會社(NKK)汽船二十一隻  
下揚子江—鳳陽、南陽、襄陽、岳陽、瑞陽、洛陽(三〇〇—四〇〇噸)  
中揚子江—大寧、武陵、當陽、信陽、沅江、湘江(一〇〇—二〇〇噸内外)  
上揚子江—雲陽、宜陽、長陽(一〇〇—二〇〇噸)

(六) 戴生昌臺灣籍民の經營で小型船のみ約七隻  
川東汽船會社 上流のみ。—長天、長風(五〇—一〇〇噸)

(四) 英國  
 △支那航業會社(太古洋行)  
 汽船(三〇〇—三〇〇噸)二十一隻で各地を運航  
 印度支那航業會社(怡和洋行)  
 汽船(一〇〇—四六〇噸)十四隻で各地を運航

(五) 美國  
 △亞細亞火油公司 上流のみ、三隻  
 △提江公司(Soochow)  
 汽船(七〇〇噸内外)九隻、上流のみ運航  
 △美孚火油公司(スタンダード・オイル・カンパニー)  
 汽船(三〇〇噸内外)四隻、上流のみ運航

(六) 佛國  
 △聚福洋行  
 船舶(五〇〇—一〇〇〇噸)三隻、上流のみ運航  
 △伊國  
 △永安航業公司、裕華公司、福星公司、亞東公司、定遠航業公司、遠東航業公司  
 船舶合計八隻、上流のみ運航

三 開港の沿革  
 一二七一年一一二九年伊太利人マルコ・ボーロが渡來したのを以て外人來航の嚆矢とするが、近くでは英艦コンツエロ号が一八四〇年甯波より北上して揚子江に入り崇明島、吳淞等を経て通州下流迄遡航した。一八四〇一八四一年の阿片戦争(第一英支戦争)に於て英國艦隊は南支沿岸の要港を攻略した後揚子江内に侵入、一八四二年七月鎮江を陥れ南京に迫り遂に同年八月支那をして和を講ぜしめ南京條約が締結されるに至つた。けれども英艦隊は單に揚子江下流の知識を得たのみで、江岸の開放にまでは至らず僅かに上海福州等五港の開港のみを以て止んだが、上海が開港の結果外人活動の中心地となり揚子江流域の價值重大なるを感ずる者漸く多きを加へたのである。

次いで一八五六午、ナロー號事件に端を發して第一次英支戦争となり、一八五八年天津條約の結果英國は揚子江に於ける航行権を獲得し、鎮江漢口等を開港せしめた。  
 一八五八年エルザン卿は其の艦隊を率いて揚子江を遡航、十二月六日漢口に到着した。之れ外國艦船の漢口入港の最初であつて、其の結果ワード大佐に依て揚子江下流の精細なる水路圖が作製せられたのである。一八六一年に至り英國は重ねて揚子江上流の水路調査隊を派遣し、艦隊の一部は岳州迄遡航、更に同年五月三名の探險家は四川より雲南境の屏山(江口より一七〇〇浬)に到着した。

一八六二年ペリー、パークス氏等の努力に依り長江通商共章程を成立せしめ漢口鎮江の外に九江を開港せしめた佛國は、一八五八年天津條約に依り南京を開港せしめた。

一八七六年芝罘條約に依り宜昌蕪湖を開港し、重慶に英國官吏の駐在を許し、更に大通、安慶、湖口、陸溪口、武穴、沙市の諸港を寄航停船地となさしめ一八九〇年には英支追加條約の結果重慶を開港するに至つた。

日本は一八九五年馬關條約に依り沙市を開港場とし重慶を開港し、日本汽船の航路を重慶迄擴張することを締結したのであるが、次いで一八九八年には支那自ら吳淞を開くに至り、「一八九九年には岳州を開放し、一九〇一年の英支條約に依り萬縣を豫定開港場とし、一九〇三年我國は長沙の開港を協約し又湘潭及常徳は一九〇五年より、萬縣は一九一七年より開港せらるゝに至つた。

現行の揚子江に於ける通商に關する規定は一八九九年制定の修改長江通商章程と稱するものである。

四 水先  
 揚子港の水路は其の變化急激で絶對に圖誌に信頼することができないのみでなく、行船操縦は特殊の經驗と要領の備得とが必要である。従つて航江の船舶は總て水先を備入して水路の嚮導に任せしむるのを例とし、四時晝夜を問はず定期航行に從事する汽船と雖も二名乃至四名の水先を常備して居る。水流の水路狹隘で、水流の速い箇所に於ては言令に依て操舵をして居つてはとても間に合はないので、操舵員は唯水先の指の動きのみに依て操舵を行つてゐる。其の極度に緊張した情況は平水上では想像も

出來ない程である。  
揚子江は水路極めて多岐に亘る爲め、數箇の水先  
区域に區分せられて居る。上流は全部支那水先人の  
領域であるが、下流には外人支那人及邦人の水先が  
居り、航路に依り夫々水先協會を組織して居る。

### 第三 港灣及都市

#### 一 開港場及寄港地

揚子江沿岸には開港場及び其の以外に貨物、旅客、  
搭載の爲めに設けられた寄港地がある。開港場には  
領事館及び税關があり又一部の開港場は租界を有し  
て居る。

#### (イ) 沿岸開港場

| 場名 | 開港<br>年 | 省名 | 開港場年                  | 入港<br>日     | 在<br>留<br>日    | 租<br>界      |
|----|---------|----|-----------------------|-------------|----------------|-------------|
| 上海 | 江蘇      | 同  | ノ江口ヨリ<br>ノ距離カラ<br>五〇哩 | 四月<br>六日    | 八方<br>十六日      | 我國及佛<br>國租界 |
| 蘇州 | 同       | 同  | 上海カラ<br>五〇哩           | 五月<br>六日    | 五方<br>十五日      | 佛國租界        |
| 吳江 | 同       | 同  | 上海カラ<br>五〇哩           | 六月<br>七日    | 七方<br>二十二日     | 日本租界        |
| 鎮江 | 同       | 同  | 上海カラ<br>五〇哩           | 七月<br>八日    | 九方<br>三十一日     | 日本租界        |
| 南京 | 同       | 同  | 上海カラ<br>五〇哩           | 八月<br>九日    | 十一方<br>一月一日    | 日本租界        |
| 通州 | 江蘇      | 同  | 上海カラ<br>五〇哩           | 九月<br>十日    | 十三方<br>一月二日    | 日本租界        |
| 蘇州 | 同       | 同  | 上海カラ<br>五〇哩           | 十月<br>十一日   | 十五方<br>一月三日    | 日本租界        |
| 崇明 | 同       | 同  | 上海カラ<br>五〇哩           | 十一月<br>十二日  | 十七方<br>一月四日    | 日本租界        |
| 揚州 | 同       | 同  | 上海カラ<br>五〇哩           | 十二月<br>十三日  | 十九方<br>一月五日    | 日本租界        |
| 九江 | 江西      | 同  | 同                     | 正月<br>十四日   | 二十方<br>一月六日    | 日本租界        |
| 漢口 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>十五日   | 二十一方<br>一月七日   | 日本租界        |
| 岳州 | 湖南      | 同  | 同                     | 正月<br>十六日   | 二十二方<br>一月八日   | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>十七日   | 二十三方<br>一月九日   | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>十八日   | 二十四方<br>一月十日   | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>十九日   | 二十五方<br>一月十一日  | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二十日   | 二十六方<br>一月十二日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二十一日  | 二十七方<br>一月十三日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二十二日  | 二十八方<br>一月十四日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二十三日  | 二十九方<br>一月十五日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二十四日  | 三十方<br>一月十六日   | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二十五日  | 三十一方<br>一月十七日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二十六日  | 三十二方<br>一月十八日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二十七日  | 三十三方<br>一月十九日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二十八日  | 三十四方<br>一月二十日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二十九日  | 三十五方<br>一月廿一日  | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>三十日   | 三十六方<br>一月廿二日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月一日  | 三十七方<br>一月廿三日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月二日  | 三十八方<br>一月廿四日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月三日  | 三十九方<br>一月廿五日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月四日  | 四十方<br>一月廿六日   | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月五日  | 四十一方<br>一月廿七日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月六日  | 四十二方<br>一月廿八日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月七日  | 四十三方<br>一月廿九日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月八日  | 四十四方<br>一月三十日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月九日  | 四十五方<br>二月一日   | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月十日  | 四十六方<br>二月二日   | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月十一日 | 四十七方<br>二月三日   | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月十二日 | 四十八方<br>二月四日   | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月十三日 | 四十九方<br>二月五日   | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月十四日 | 五十方<br>二月六日    | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月十五日 | 五十一方<br>二月七日   | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月十六日 | 五十二方<br>二月八日   | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月十七日 | 五十三方<br>二月九日   | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月十八日 | 五十四方<br>二月十日   | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月十九日 | 五十五方<br>二月十一日  | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月二十日 | 五十六方<br>二月十二日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿一日 | 五十七方<br>二月十三日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿二日 | 五十八方<br>二月十四日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿三日 | 五十九方<br>二月十五日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿四日 | 六十方<br>二月廿六日   | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿五日 | 六十一方<br>二月廿七日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿六日 | 六十二方<br>二月廿八日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿七日 | 六十三方<br>二月廿九日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿八日 | 六十四方<br>二月三十日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿九日 | 六十五方<br>二月廿一日  | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月三十日 | 六十六方<br>二月廿二日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿一日 | 六十七方<br>二月廿三日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿二日 | 六十八方<br>二月廿四日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿三日 | 六十九方<br>二月廿五日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿四日 | 七十方<br>二月廿六日   | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿五日 | 七十一方<br>二月廿七日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿六日 | 七十二方<br>二月廿八日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿七日 | 七十三方<br>二月廿九日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿八日 | 七十四方<br>二月三十日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿九日 | 七十五方<br>二月廿一日  | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月三十日 | 七十六方<br>二月廿二日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿一日 | 七十七方<br>二月廿三日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿二日 | 七十八方<br>二月廿四日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿三日 | 七十九方<br>二月廿五日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿四日 | 八十方<br>二月廿六日   | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿五日 | 八十一方<br>二月廿七日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿六日 | 八十二方<br>二月廿八日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿七日 | 八十三方<br>二月廿九日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿八日 | 八十四方<br>二月三十日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿九日 | 八十五方<br>二月廿一日  | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月三十日 | 八十六方<br>二月廿二日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿一日 | 八十七方<br>二月廿三日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿二日 | 八十八方<br>二月廿四日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿三日 | 八十九方<br>二月廿五日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿四日 | 九十方<br>二月廿六日   | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿五日 | 九十一方<br>二月廿七日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿六日 | 九十二方<br>二月廿八日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿七日 | 九十三方<br>二月廿九日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿八日 | 九十四方<br>二月三十日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿九日 | 九十五方<br>二月廿一日  | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月三十日 | 九十六方<br>二月廿二日  | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿一日 | 九十七方<br>二月廿三日  | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿二日 | 九十八方<br>二月廿四日  | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿三日 | 九十九方<br>二月廿五日  | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿四日 | 一百方<br>二月廿六日   | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿五日 | 一百零一方<br>二月廿七日 | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿六日 | 一百零二方<br>二月廿八日 | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿七日 | 一百零三方<br>二月廿九日 | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿八日 | 一百零四方<br>二月三十日 | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿九日 | 一百零五方<br>二月廿一日 | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月三十日 | 一百零六方<br>二月廿二日 | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿一日 | 一百零七方<br>二月廿三日 | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿二日 | 一百零八方<br>二月廿四日 | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿三日 | 一百零九方<br>二月廿五日 | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿四日 | 一百一〇方<br>二月廿六日 | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿五日 | 一百一一方<br>二月廿七日 | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿六日 | 一百一二方<br>二月廿八日 | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿七日 | 一百一三方<br>二月廿九日 | 日本租界        |
| 沙市 | 湖北      | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿八日 | 一百一四方<br>二月三十日 | 日本租界        |
| 宜昌 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿九日 | 一百一五方<br>二月廿一日 | 日本租界        |
| 萬縣 | 四川      | 同  | 同                     | 正月<br>二月三十日 | 一百一六方<br>二月廿二日 | 日本租界        |
| 雷慶 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿一日 | 一百一七方<br>二月廿三日 | 日本租界        |
| 長沙 | 同       | 同  | 同                     | 正月<br>二月廿二日 | 一百一            |             |

數箇年の間（一八五三—一八五七）賊徒の手中に在り全市焦土と化したと嘗はれる。近來交通の發達と共に鎮江の生産たる大運河の價值を減じ、從つて其の貿易は衰微しつゝある。

附近には北固山甘露寺等の名所がある。甘露寺は唐代の創建に係り梁の武帝の筆「天下第一江山」の額がある。我が遣唐使阿部仲麻呂曾遊の地である。

南京（週報第四十九號参照）

安徽省唯一の開港場で運河に依つて米の集散地たる寧國府に通じ、更に茶の名產地たる太平縣を控へ、之等の輸出が多い。十七世紀中迄此の地は江中の島嶼であったと云ふ。往古元軍十餘萬が江上を東航せんとする時（一二八〇頃）南宋の將賈似道が此の地に邀へ一舉に之を潰滅大敗せしめた古戰場である。長髮賊の亂の際は十年（一八五三—一八六二年）の久しきに亘り賊の手中にあり荒廢を極めたが、一八七〇年開港後次第に發展して今日に至つた。附近に李鴻章の別墅の跡であつた李家花園と稱する名所がある。

安慶  
春秋吳國の都で安徽省の首府、壯麗なる八層塔がある。英清改訂條約に基き開港の筈であるが未だ開港場とならず、穀物を產し一八七六年より寄港地となる。

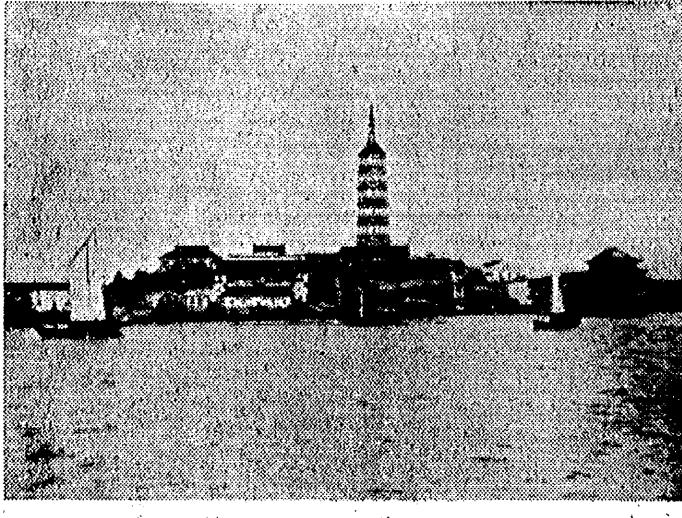
湖口  
清代湖口水師總兵の駐した所、現に支那海軍の軍港となつてゐる。往時は繁榮したが九江開港後衰微し昔日の佛はない。

九江  
江西省の北隅に在り古來揚子江流域に於ける要地として名高い。一八五三年乃至一八五八年長髮賊に占領せられて其の居城となる。一八六一年開港、一九一七年英租界を回収した。有名な九江燒を始め麻茶の集散地である。南方一五哩に有名なる蘆山があり、又此處より南方八一哩の南昌との間に邦人出資の南津鐵道が通じてゐる。

武穴  
支那第一の麻の產地であり岩鹽をも產するが市況は餘り振はない。一八七六年寄港地となる。

大冶  
大冶鐵山は往昔隋唐の時代より採礦されたとは我が大冶駐在所機構及焙燒爐がある。

黄石港  
有名なる大冶鐵山は江岸石灰窑より南方約一八哩にあり、鐵道に依つて連絡して居る。石灰窑には大冶鐵山は往昔隋唐の時代より採礦されたと云はれ、一八九〇年開港、一九〇六年漢治萍公司成立、八幡製鐵所と賣買契約をなし、一九一五年所謂二十二箇條約に依り確實に我が利權となつた。揚子江流域に於ける我が最大權益の一である。



塔の慶安

有名なる大冶鐵山は江岸石灰窑より南方約一八哩にあり、鐵道に依つて連絡して居る。石灰窑には我が大冶駐在所機構及焙燒爐がある。

大冶鐵山は往昔隋唐の時代より採礦されたと云はれ、一八九〇年開港、一九〇六年漢治萍公司成立、八幡製鐵所と賣買契約をなし、一九一五年所謂二十二箇條約に依り確實に我が利權となつた。揚子江流域に於ける我が最大權益の一である。

石灰窑の上流二哩半にある寄港地にして民船貿易の中心地であり南方象鼻山鐵山との間に鐵道を通じてゐる。

漢口（週報第四十九號参照）  
漢陽  
江を隔て漢口の對岸にある政治軍事及び文教の中心地で吳の孫權の創建にかかる。名勝黃鶴樓がある。

## 岳州

(人口五千)を併稱するもので、揚子江と洞庭湖及び長沙方面との會合點に位し、古來軍事上の重要地點として著名である。一八五二年長髮賊の兵火を蒙り、一八六一年漢口より英艦始めて來航、一八九九年開港場となつた。商業上の價値に乏しく單に湖南に通する水路の關門たるに過ぎないが、有名なる岳陽樓を有し、君山を前に望む等名勝に富んで居る。

岳陽樓は市内江岸にあり、三國吳の大宰相魯肅の建造に係り、清代(一九〇〇年前)改築せられたるもので唐代(一、一〇〇年前)諸才士集つて詩を賦して以來其の名が顯るゝに至つた。

沙市  
昔時より荊州(北方一隅)の外港であり、清末(一八〇〇年前)に於ては四川貿易の終點として資金時代を現出したが、開港(一八九六年)の翌年(昌)の開港に遭ひ爲に其の後衰微した。我が華晉租界は形勝の位置にあるが目下荒廢に任せてある。

荊州は三國時代に關羽の築城に係り、清代には政治の中心地であつたが、一九一一年の辛亥革命にて滿洲旗軍萬餘を虐殺せらる惨劇が行はれたことがあり、今尙寝むる一縣城である。有名な關帝廟

## 長江千浬

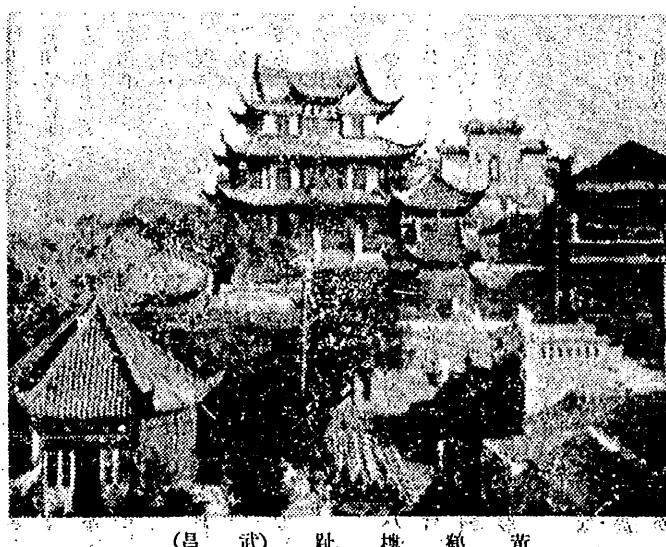
があり、關羽の使用せる馬槽を保存し關羽五十九世の後裔が廟を守つて居る。

## 宜昌

湖北省の西部江の北岸にあり、四周山を以て圍まれ四川に入る要衝に當つて居る。宜昌には他の都市に於けるが如き大道路殆どなく、最近稍其の面目を改めたとは云ひながら極めて舊式狹隘な田舎町の域を脫しない。

## 萬縣

阿片稅收莫大で、軍閥爭奪の地として古來屢々兵變に際會して居る。一八九七年開港、我が領事館があり、下流一〇浬には虎牙峽、上流には有名な三峡の險が連つてゐる。



(昌)武趾湖鶴黃

幅狭く水淺くして僅かに民船を通ずるのみで現在に於ては運河たるの價値に乏しい。

**揚州**  
揚子江より大運河を北上すること八浬の位置にある。往時吳の首都となり、後に隋の楊帝が江都宮を設けたところで、一二八五年マルコポーロ渡

してゐる。市街の北端に天生城と稱する城塞がある。温泉と周年涸れぬ池があり、主として富貴階級の家族より成る約二〇〇〇の住民が居る。動亂時の避難場所である。天成橋(天然石の橋)及太白巖(李白讀書の跡)等の名勝がある。

### 重慶

揚子江と嘉陵江との會流點なる突出部に位し、海拔六二六呎、江用艦船過江の終點である。北東南の三方は江に面し、西方のみ僅かに陸地に依り成都に通じ、嘉陵江を隔て、江北縣城に對してゐる。四川の門戸であり、商業の大中心をなし市況繁盛である。一八七六年芝罘條約に依り開港、日本租界及び我が領事館がある。

### 三名所舊蹟

#### 大運河

萬里の長城と並稱せられる古代支那一大工事の一で隋の煬帝の開いたものである(六〇五年)。鎮江の上流二浬の地點より長安都に達し長さ二、五〇〇浬、世界最長の運河として有名であるが、河

**蘇東坡の赤壁**  
大冶の上流二五浬、漢口の下流五〇浬にある。宋の蘇東坡が屢々舟を浮べて樂んだところであり、彼の作たる赤壁賦は我が國に於てもよく人口に膾炙して居る。

#### 馬當鋪

九江の下流四〇浬にある。昔大禹が江水を治するに當り江中に突出せる岬角を削つて一面の懸崖とし北岸の連田を洪水より救つたところで、現在蘇米の大集散地である。

#### 長江四大要塞の一となつて居る。

### 陽羅

漢口の下流一五浬にある小邑で、元の開慶元年有名な忽必烈が宋を討つべく大軍を渡江せしめた要津である。

### 曹操の赤壁

三国の世(一、七〇〇餘年前)吳の青年總帥周瑜が南東風に乘じ火攻の計を以て大に魏の曹操を破れる古戰場で、山上に諸葛孔明の祭風臺があり、崖上に蘇東坡の筆による赤壁の二文字を刻んである外、蘆葦徒に築成するのみで何等當時を偲ぶべき蹟は存して居ない。

### 雲澤夢澤

洞庭湖の附近(漢口上流一五〇浬乃至二五〇浬)江の西岸にある盆地を形成する大平原で、北にあるを雲澤、南を夢澤と云ふ。太古は沼澤の地であったが、現在は僅かに其の跡を洞庭湖に止め他は地味肥沃農作物豐饒の地域となり、住民皆畜めりと稱せられて居る。最近廉、共匪の襲ふところとなる。この邊は江の水路極めて曲折に富み且つ其

### 宜昌

漢口上流一四〇浬にある支那第一の大湖で、東西七五浬南北六五浬面積二〇〇〇方浬である。古來其の風光を以て聞え、文士墨客の來遊する者多く盛に詠歌に讃はれてゐる。我が國近江八景は洞庭湖の瀟湘八景を模したものである。

#### 三峡の險

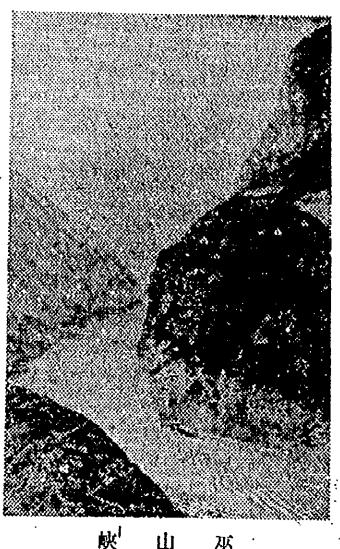
宜昌より其の上流夔州に至る間一一〇浬に亘る高山峻峯縦横に起伏して江流は峭立せる斷崖絕壁の間を流れ、あたかも南畫の山水を見るが如き風景である。從て江幅狭く水流速く加ふるに険岩難堆隨所に横はり、航行の危険至大である。

#### (イ) 宜昌峡

宜昌の上流五浬にある峽門口より約一五浬の間を謂ふ。蘇東坡兄弟三人會遊の地。

#### (ロ) 巫山峡

宜昌の上流六七浬の火焔石より巫山の下流一浬の空望陀に至る二〇浬を謂ひ、風光絶佳である。鐵



(上) 極回局政務局の年二十和昭  
號四十六第報週  
巫山峡  
棺峽、布袋口、培名、神女廟、巫山十二峯及孔明碑の名勝がある。

(上) 風箱峽  
三峡の險中最上流即夔州(宜昌の上流二〇浬)より下流約一〇浬の間を謂ふ。斷崖數千丈、峻峯兩岸に屹立して天に冲し、船は宛然巖底に在るが如くである。絶壁の間に禹鑿と稱する斧痕の如きもの(四〇〇〇年の昔大禹治水の跡も傳へらる)又縹緲として斷崖に一條の小逕を通じたもの等がある。兩岸が壁立して居る爲め峽中雲が多く常に風がある。清代(一八二三年)李本忠なる者數萬両を支出して水路を平定ならしめたと傳へられて居る。峽中に風箱、白帝城、孔明八陣圖等の名勝がある。

## 昭和十二年國際政局回顧(上)

外務省情報部

### 1. はしがき

昭和十二年の國際事情は、極東に於ては前年末に於て國交調整交渉の決裂を見た日支關係が、西安事變に於て國民政府と共産黨との間に妥協成立して以來、抗日の氣勢高まると共に俄然悪化し遂に蘆溝橋事變の勃發を見るに至り、又日蘇關係に於ては漁業問題の紛糾、邦人壓迫事件等相次いで起り、日蘇間の空氣は依然圓滿を缺いてゐたが、滿蘇國境に於ける蘇聯邦側の不法侵入の結果は、乾杯子事件の發生を見るに至つた。而も蘆溝橋事件は支那側の挑發抗戦よつて、全面的な日支兩軍の衝突にまで擴大發展し、之に伴つて支那を繞る列強諸國との外交關係は頗る複雑微妙となり、聯盟會議、九國條約國會議等、種々なる波瀾を生ずるに至つたの

である。  
歐洲に於ては、前年から持ち越されたスペイン問題を繞つて、英佛蘇對獨伊の對立は愈深刻となり、地中海問題の紛糾を見る等、重大な情勢を生じたのであつたが、フランス軍が漸次優勢を示すに及んで、各國のフランス政權承認となり、スペイン問題もやうやく終末に近づいたのである。尙ほ、スペイン問題及び獨伊ベルリン・ローマ橋軸の強化等に依つて危機に瀕せる歐洲平和の再建運動が、英佛を中心として行はれたが、イタリの日獨防共協定への參加及び聯盟脱退によつて、歐洲の國際政局は益々波瀾を生ぜんとして居るのである。

### 2. 支那事變の發展

七月七日、北京郊外蘆溝橋に於て勃發した支

那第二十九軍の不法射撃事件は、多年國民政府及び共産黨の指導の下に養成され來つたところの抗日意識の爆發であつた。而して蘆溝橋事件の善後措置、事態の收拾に對して帝國政府は専ら事件の不擴大、現地解決に努力したのであるが、支那側の挑戦不信行為は帝國政府の此の解決策を不可能ならしめ、北支に於ける戦局は漸次擴大し、而も全支に亘る抗日の激化は在留邦人の全面的引揚げを餘儀なくせしめるに至つた。

然るに八月九日、上海に於て大山大尉殺害事件が勃發するに及び、豫ねて前回の上海事變に於ける停戦協定を無視して配備せられて居た優勢なる支那軍は、上海租界を包囲して築造せられて居た堅固なる陣地を根據として、我が陸戰隊の警備の手薄に乗じて租界奪回を企圖し、猛烈な襲撃を試みたのであつた。茲に於て、帝國政府も在留邦人の生命財産保護の爲に斷乎増兵に決すると共に、全支に於ける抗日膺懲の爲、皇軍は果敢なる軍事行動を開始するに至つた。

斯くて北支に於ては京綏、京漢、津浦の三線に沿うて進撃を開始せる皇軍は、至るところに於て大勝を博し、十月末には早くも黃河以北を大略平定したのであるが、一方上海方面に於ても十月末上海を陥れ、更に長驅して十二月十三日には遂に首都南京を攻略したのであつた。而も皇軍の占據によつて抗日勢力の一掃せられた各地に於ては、續々として治安維持會等の成立を見、やがて察哈爾及び綏寧に於ては蒙古自治共和政府が成立し、又北京に於ては中國臨時政府の誕生をさへ見るに至り、何れも國民政府と分離して、抗日なき赤化なき和平郷建設へと向つて復興の歩を進めつゝあるのである。

而して戦局の發展に伴つて、支那を繞る各國の動きは頗る複雑を極め、蘇支不侵略條約の締結を初め英蘇の支那援助が頻に傳へられ、爲に日蘇、日英間の空氣は頗る悪化し、又ペネー號事件及び英艦襲撃事件、英大使負傷事件等の偶發的事件の發生に依つて、日米、日英間に困難な外交問題を惹起する等、支那事變を繞る國際關係は種々波瀾を見せて居るのである。

卷之三

支那事變起るや、國民政府は凡ゆる手段を盡して列國の援助を懇願し、第三國の調停干涉を誘致すべく狂奔したが、九月に至り諭ねて傳へられて居た様に、國際聯盟に對して提訴した。聯盟は直ちに之を取り上げて二十三國委員會に附議し、帝國に對して參加を招請したが、勿論帝國は參加を拒絶した。茲に於て聯盟會議は日本に對し九國條約及び不戰條約違反の決議を採擇し、九國條約關係國會議招集を決議したのである。

而も此の聯盟總會の決議に相呼應して、米國大統領は日本に對する非難的演説を試み、國務省は九國條約及び不戰條約違反を斷定した聲明書を發表した。茲に於て九國條約會議への英米共同工作が行はれ、十月末、白國ブラッセルにて九國條約關係國會議が招集されることとなり、帝國に對しても招請を發したのであるが、帝國政府の再度の拒絶に依つて會議は無意味となり、而もドイツの出席拒絶及びイタリーの日

の責任回避の態度に依つて會議は全く混亂にくく、支那事變に對する列國の態度は、六年前の滿洲事變の當時に比して全く隔世の感があり、如何に國際情勢が其の後急激なる變化を來して居るかゝりはれる。

即ち、滿洲事變の當時には、米國が對日干涉の先鋒であり、英國が消極的な態度を示して居り、獨伊の兩國も二十三國委員會の一員として對日決議に參加して居たのであつた。然るに今次の事變に於ては、米國は嚴正なる中立政策を堅持し、英國が對日干涉の主動者たるが如き態度を示して居るのであり、獨伊兩國は絶対的に日本を支持して居る。

即ち米國は、事變の當初ハル國務長官の聲明に於て日支事件に無關心たるを得ないとの意向を表明したが、英國の對日共同調停工作に對しては之に加擔しなかつたのである。而も國內に

中立法適用を要求する聲が盛であるにも拘らず、政府は厳として中立政策を維持し、飽く迄も日支紛争に巻き込まれることを避けるとして居り、聯盟會議の對日決議に呼應して九國條約國會議への積極的態度を示したが、忽ちにして中立維持に復歸し、依然として紛争不介入の態度を續けて居るのである。パネー號事件に就ても、英米共同の對日示威に對して極めて冷淡なる態度を示して居ると報ぜられて居る。

英國は事件の當初日支兩國に對して調停的の意向を表明したのであつたが、帝國が第三國介入拒絶の態度を明らかにしたので、更に米國を初め各國を誘つて對日共同工作を企圖し、聯盟會議及び九國會議を指導したが、聯盟會議及び九國會議共に失敗に歸し、對日共同工作の企圖は全く裏切られるに至つた。併し、英國の政策は依然として英米提携、列國共同工作に在り、パネー號事件並びに英艦砲撃事件が起るに及んで、忽ち英米提携對日共同示威の工作が進められつゝあることが報せられて居る。

蘇聯邦の支那支持は、蔣介石の長期抗日作戦、

國共合作の強化等に依つても窺はれ、更に蘇支不侵略條約の發表に依つてそれが裏書きされるものであること、既に周知の通りである。尙ほ獨伊の對日支持は別として、佛國其の他の各國は大體に於て支那に對する利害の厚薄に應じて、又英米蘇獨伊等の列強との關係に從つて、夫々の態度を示して居るのであるが、何れも日支紛争に介入することを避けるとして居ることが窺はれるのである。

#### 4. 日獨伊三國協定の成立

十一月六日、恰もグラツセルに於て九國條約國會議の最中、突如として發表された日獨伊三國防共協定の成立は、世界の外交界に大なる衝撃を與へたのであつた。此の三國協定は、一年年十一月二十五日に締結された日獨防共協定により、イタリイが原締結國として加盟したものであつて、之に依つて歐洲亞細亞を貫く大防共陣が完成せられ、ヨーロッパの赤化工作に對し、又人民戰線派の反日獨伊工作に對して、非常な威力を示すものと云はねばならぬ。

#### 5. 乾金子事件と漁業條約問題

而もスペイン動亂がヨーロッパの赤化工作の一つの現はれであることが、それが今日歐洲の大問題にまで發展した理由であるが、更に支那事變が同じくヨーロッパの東亞動亂工作に基くものなることが既に常識化された事柄である以上、東西兩大陸に跨る日獨伊三國の防共協定は、當然此の二つの赤化動亂に對する三國工作の提携を意味するものに外ならないのである。茲に三國協定の重大なる意義があり、各國に衝撃を與へた所以があるのである。

而して三國協定成立の結果として現はれたものが帝國のフランス政權の承認であり、滿洲國とフランス政權との相互承認であり、更にイタリーの國際聯盟脱退であつた。即ち帝國政府は十二月一日を以て、フランス政權をスペイン國の正式政府として承認し、又滿洲國とフランス政權とは、十二月二日相互承認を交換した。次いでイタリーは十二月十一日正式に國際聯盟脱退を發表して、滿洲事變に於ける日本及び再軍備問題に對するドイツと同様に、エチオピア問題に関する對聯盟關係の矛盾を清算したので

あつた。

満蘇國境に於ける蘇聯邦側の越境侵入其他の不法事件は最近に至つて益々増加し、國境問題の重大化が傳へられたのであるが、六月十九日以來、黒龍江の黒河下流の滿洲國領の乾金子島及び金阿穆河島に蘇軍が不法に越境侵入し來り、陣地を構築し始めたので、同島附近の警備に當つて居た日滿軍は之を阻止する爲に蘇軍に反撃を加へ、遂に蘇聯艦を擊沈するに至つた。併し乍ら當時蘇聯邦内部が赤軍清掃事件の爲の不安動搖の渦中にあつた故か、砲艦擊沈によつて一時緊張を見せた乾金子事件も、蘇軍の撤退により事なきを得たのである。

而も其の後旬日を出でずして、瀋陽事件が勃發し、遂に支那事變の展開を見るに至つたのであるが、蘇聯側の支那支持に由つて日蘇關係は益々悪化の傾向を辿り、滿蘇國境に於ける紛爭衝突は日滿軍の嚴重な警戒に依つて其の後影を潜めた模様であるが、浦潮或は北樺太を初めとし

## 露光量違により重複撮影

て、全蘇に亘る邦人虐待事件等は愈々猛烈となり、全面的な反日態度は益々露骨化して來たのである。更に漁業條約問題に關しては、一昨年末既に基本條約に就きモスクワ政府との間に成案を得て調印を俟つばかりの狀態であつたにも拘らず、蘇聯は日獨防共協定の發表と共に全然其の態度を一變し、調印を回避するに至つた。仍て我が政府は蘇聯側と折衝の結果應急の便法として、既存條約の效力を一箇年間延長することとし、幸くも一時を糊塗したのである。

本年に入るや、帝國政府は直ちに改訂條約に關する交渉を開始したが、モスクワ政府は種々の口實を構へて交渉の促進を回避し、暫定取極めの期間の盡きんとする年末に迫るも依然として交渉を遷延せしめんとするが如き極めて誠意なき態度を示しつゝある。之に對し外務省は義に其の經過を發表してモスクワ政府の反省を促すところがあつたが、斯くの如き事態は日蘇間の空氣を益々険惡に導く所以であつて、甚だ遺憾とせざるを得ないのである。

而も上述の如く、支那事變に於ける蔣介石の長期抗日作戦に關連して、國共合作の強化、蘇聯邦の支那援助の積極化が頻々と傳へられて居ることと等と對照して見れば、今後に於ける蘇聯邦の動向は、頗る注目すべきものと謂はなければならない。

**國際経済週報**

毎木曜日發行  
創刊大正九年

**新年增大號**

**恐慌と戰争に怯ゆる世界經濟**

|    |                 |
|----|-----------------|
| 米  | ブームから反動へ        |
| 英  | 軍事豫算の急増と一般的反動   |
| 佛  | 諸指標の好轉と矛盾の激化    |
| 獨  | 第二次四ヶ年計畫下のドイツ經濟 |
| 伊  | 東阿戰後の經營は順調      |
| 支  | 轉換期の支那經濟        |
| 蘇聯 | 最初の總選舉を曝く       |

第一次五ヶ年計畫の終了と肅清事件

番一五三一(57)座銀話電  
番000五八京東座日金貯賃

同盟旬報

同盟通訊社統制せるニュース専門雑誌

月二回發行 定價一冊五錢

# 創刊大英九年 國際經濟報

每木曜日發行

創刊大正九年

同盟旬報

同盟通信社蒐集の内外ニュースを整理  
統制せるニュース専門雑誌

同 盟 通 信 社

新年增大號

價定一部廿五銅  
一年分前納士圓五十錢

悲憤と戦争に陥る世界經濟  
支那蘇聯最初の總選舉を曝  
蘇聯最初の總選舉を曝  
東阿戰後の經營は順轉換期の支那蘇聯最初の總選舉を曝  
第二次五ヶ年計畫の終了と肅清事  
軍事豫算の急増と一般的反動  
第二次四ヶ年計畫下のドイツ經  
諸指標の好轉と矛盾の激  
獨佛伊支蘇聯最初の總選舉を曝  
英米支蘇聯最初の總選舉を曝  
支那蘇聯最初の總選舉を曝

より、全般に反対する人間の事態は全く見受けられず、本筋の  
史記は漁業者飼育問題に關しては、一昨年末頃に  
基本準備が整つてから、数ヶ月の間に於て得  
て出印を貰つたばかりの新規会員にては既ち  
す、第1回は日暮陽正氏定の代表で甚に今後其の  
前途は光明にして、調印式開催と並に全員にて  
我が社は新規会員、一例の結果興味の便はなし  
て、其事務局の效力を、簡単に概要を述べること  
し、考へて、時を以て仕合しならう。ま  
本年に入りて、帝國政府は既に改組内閣に  
關する文書を開示したが、その内閣は即ち内閣  
の日暮陽正氏にて、文部省の復権と調査室、教育取扱  
の回帰の動きをもつて本年に入り、内閣とも併せてし  
て文部省復権としまつて、それが如き極めて古風  
なき態度を示しつゝある、ことに對し外務省は莫  
に其の經過を眞実として公表の政府の反省を促  
すところがあつたが、斯くての如き事態は日暮陽正  
の空氣を益々醜悪化し難く成り、甚だ遺憾

而も上述の如く、支那事變に於ける諸余の長崎共作戦に規連して、関係合作者の彈丸、薬莢等の支那援助の佔據化が頗々傳へられた。この事實等に鑑み、更に、日本人は歐洲派を以て、切りは、英領の埠頭にて、その他の埠頭に因り坐石、飛鳥、上原の年船を不許許可する事と、より云ふ事に藉りて、之を防ぐ事に意圖する。蓋ゆる、の紳商は、船を洋上に見本で、今後は於て日本に來るものと想はざるが、

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和十三年十月一日第三種郵便物認可  
（毎週二回水曜日發行）

第六十四號

| 所込申  | 定   | 價                             |
|--|---|-------------------------------|
| 東都書籍株式會社<br>東京市神田区神保町一ノ三番<br>電話九ノ内二三五一一九<br>振替東京一九〇〇〇番         | 一部<br>一ヶ年（前金）                               | 五<br>圓四十錢                     |
| 最寄書店<br>東都書籍株式會社<br>東京市神田区神保町一ノ三番<br>電話九ノ内二三五一一九<br>振替東京一九〇〇〇番 | 一部<br>一ヶ年分未満配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。 | （外國船便に依る地<br>域は三圓四十錢）<br>要不料送 |

（本書の大きさは國定規格A5判）

週報

昭和十三年一月五日印刷發行

編輯者

内閣

情

報

部

印 刷 者

内閣

印

刷

局

内閣總理大臣官舎内

東京市麹町區永田町

東京市麹町區大手町